

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例			法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号				
手続名	聴講手数料の減免			根拠条項	第3条第3項				
審査基準	<p>非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁が困難であると認めるときに、聴講手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>聴講手数料を減免することに関する必要事項については、必要が生じたときにそのつど定める。</p>								
	受付機関	教育総務課	処理機関	教育総務課	交付機関	教育総務課	標準処理期間 標準経由期間	20日 7日	目次 No.